

令和4年2月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和3年度2月総会を日置市東市来支所4階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第 2号 農地等の現況に係る報告審議について	(1件)
議案第57号 農業振興地域整備計画変更審議について	(3件)
議案第58号 農地法第3条許可申請書審議について	(15件)
議案第59号 農地法第4条許可申請書審議について	(2件)
議案第60号 農地法第5条許可申請書審議について	(7件)
議案第61号 非農地証明願出書審議について	(5件)
議案第62号 農用地利用集積計画審議について	(58件)
議案第63号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(486件)
議案第64号 農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議について	(1件)
議案第65号 農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想の変更審議について	(1件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (0人) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため総会に招集せず

〈 欠席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	梶村 海斗		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和3年度2月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
なお、推進委員は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席を求めていません。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、6番「重水賢治」委員と7番「馬場五男」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第2号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。
番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。
なお、処理期限の関係上、法務局へは報告済です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

6番 報告第2号の番号1について報告いたします。
令和4年2月10日、私と副の池田委員は事務局職員と現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
現況地目は雑種地です。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、報告第2号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 次に、日程第3、議案第57号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁をご覧ください。3件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1及び番号2の種別は除外です。
番号3の種別は用途変更です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第57号の番号1について報告いたします。
令和4年2月21日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第57号の番号2について報告いたします。

令和4年2月22日、私と東市来地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第57号の番号3について報告いたします。

令和4年2月22日、私と副の迫委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律に定める要件を満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第57号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第57号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第4、議案第58号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第58号、農地法第3条許可申請書審議について説明させていただきます。

資料の7頁から26頁をご覧ください。15件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は220㎡、作物は野菜です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,427㎡、作物は水稻です。

番号3の権利種別は使用貸借権、権利取得後の経営面積は2,035㎡、作物は野菜です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,446㎡、作物は果樹です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,995㎡、作物は野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,482㎡、作物は水稻です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,401㎡、作物は水稻です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は148,838㎡、作物は野菜です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は148,776㎡、作物は野菜です。
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は149,736㎡、作物は野菜です。
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は504㎡、作物は野菜です。
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,044㎡、作物は水稻です。
番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,928㎡、作物は野菜です。
番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は12,514㎡、作物は水稻です。
番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,397㎡、作物は飼料です。
以上、計15件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長
2番

現地調査委員の報告をお願いします。

議案第58号の番号1について報告いたします。

令和4年2月22日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第58号の番号2について報告いたします。

令和4年2月19日、私と副の重水委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第58号の番号3について報告いたします。

令和4年2月22日、私と副の野元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第58号の番号4について報告いたします。

令和4年2月22日、私と副の野元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第58号の番号5について報告いたします。

令和4年2月19日、私と副の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第58号の番号6について報告いたします。

令和4年2月25日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第58号の番号7について報告いたします。

令和4年2月25日、私と副の迫委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第58号の番号8について報告いたします。

令和4年2月22日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第58号の番号9について報告いたします。

令和4年2月22日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第58号の番号10について報告いたします。

令和4年2月22日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第58号の番号11について報告いたします。

令和4年2月24日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第58号の番号12について報告いたします。

令和4年2月24日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第58号の番号13について報告いたします。

令和4年2月22日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第58号の番号14について報告いたします。

令和4年2月22日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第58号の番号15について報告いたします。

令和4年2月21日、私と副の本村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。議案第58号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

15番 番号6の譲受人の住所が龍郷町となっているが、申請地を取得して農業をされるのですか。

7番 これまでも帰ってきて農作業をされていましたが、実家は日吉町にあり、4月からそちらに帰ってくるということから農業に従事するとの説明を受けました。

会長 よろしいですか。

他に何かご質疑等は、ございませんか。

〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第58号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第58号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第59号「農地法第4条許可申請書審議」の案件を議題とします。

まず、議案第59号の番号1と日程第6、議案第60号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1が関連しますので、合わせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の27頁をご覧ください。

番号1は、30頁の議案第60号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1と関連がありますので一括して説明いたします。

本申請の転用目的は、通路です。議案第60号「農地法第5条許可申請書審議」の番号2の申請で転用目的が一般住宅とありますが、今回の申請はその一般住宅へ進入するための通路であり、一般住宅の申請人と共有名義とするため、同時申請となったものです。

以上、計2件、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

事務局 本日は推進委員が欠席のため、番号1と議案第60号の番号1については一括して事務局の方で代読させていただきます。

令和4年2月22日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号にそれぞれ該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第59号の番号1と関連する議案第60号の番号1について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第59号の番号1と関連する議案第60号の番号1の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第59号の番号1と関連する議案第60号の番号1の案件は、許可することに決定しました。

会長 次に、議案第59号の番号2を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 番号2の転用目的は、駐車場、庭です。既に転用済みのため始末書が添付されております。

農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

事務局 この案件についても、推進委員が欠席のため、事務局の方で代読させていただきます。

議案第59号の番号2について報告いたします。

令和4年2月19日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第59号の番号2について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第59号の番号2について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第59号の番号2について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第60号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1以外の案件を議題としま

す。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の30頁をご覧ください。番号1以外の6件について説明いたします。

番号2から番号5の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号6及び番号7の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、番号4は申請地東側隣接地の宅地と一体利用し、事業計画全体面積は495.67㎡です。

番号7は、一般住宅の転用面積の概ね500㎡を超えておりますが、申請地の東側の道路が申請地へ越境しており、その部分を差し引いた面積は536.55㎡となる図面も添付されております。

以上、番号1以外の計6件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

事務局 本日は推進委員が欠席のため、議案第60号の番号2については、事務局の方で代読させていただきます。

令和4年2月22日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第60号の番号3について報告いたします。

令和4年2月22日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第60号の番号4について報告いたします。

令和4年2月25日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8 番

議案第60号の番号5について報告いたします。

令和4年2月22日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11 番

議案第60号の番号6について報告いたします。

令和4年2月25日、私と副の藤崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地であるので、第3種農地の土地区画整理区域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18 番

議案第60号の番号7について報告いたします。

令和4年2月21日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第60号の番号1以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第60号の番号1以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第60号の番号1以外の案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第7、議案第61号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 資料の39頁をご覧ください。5件です。
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
番号1から番号4は、20年以上経過した宅地です。
番号5は、20年以上経過した道路です。
なお、番号1と番号2は隣接し、一体利用して一般住宅が建築されております。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 9番 議案第61号の番号1及び番号2については、隣接地し一体利用しているため、一括して報告いたします。
令和4年2月25日、私と副の迫委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 12番 議案第61号の番号3について報告いたします。
令和4年2月21日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 15番 議案第61号の番号4について報告いたします。
令和4年2月24日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 17番 議案第61号の番号5について報告いたします。
令和4年2月26日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2号道路で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。議案第61号のすべて案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第61号のすべて案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第61号のすべて案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第62号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。
はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 まず、重水賢治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

6番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 44頁の番号1です。貸借です。
面積について、田は469㎡、畑はなし、計469㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第62号の重水委員が関係する利用権設定の番号1の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の重水委員が関係する利用権設定の番号1の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
重水委員に着席の連絡をしてください。

6番 [着席]

会長 次に、奥和俊委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 45頁の番号5、番号6です。貸借です。
面積について、田は1,110㎡、畑はなし、計1,110㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第62号の奥委員が関係する利用権設定の番号5、番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の奥委員が関係する利用権設定の番号5、番号6の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
奥委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着席]

会長 次に、横山義春委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 48頁の番号16、番号18、番号19です。貸借です。
この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務めているという関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田は3,437㎡、畑はなし、計3,437㎡、うち再設定面積は1,439㎡、

利用権設定件数は3件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第62号の横山委員が関係する利用権設定の番号16、番号18及び番号19の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の横山委員が関係する利用権設定の番号16、番号18及び番号19の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 51頁から54頁の間にあります番号29、番号35、番号36、番号37、番号38、番号40です。貸借です。

この案件につきましては、東委員が法人の役員を務めているという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は15,580㎡、畑はなし、計15,580㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は6件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第62号の東委員が関係する利用権設定の番号29、番号35から番号38及び番号40の6つの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の東委員が関係する利用権設定の番号29、番号35から番号38及び番号40の6つの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 56頁の番号47です。貸借です。

面積について、田は922㎡、畑はなし、計922㎡、うち再設定面積は922㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第62号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号47の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号47の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 議案第62号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、利用権設定分です。資料の44頁から56頁です。貸借です。
面積について、田は35,825㎡、畑は17,124㎡、計52,949㎡、うち再設定面積は11,985㎡、利用権設定件数は34件、うち再設定件数は10件です。
次に、農地中間管理機構分です。資料の57頁から59頁です。貸借です。
面積について、田は9,781㎡、畑は11,148㎡、計20,929㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は11件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

14番 貸人と借人が同一のものがあるが、何か理由があるのですか。

事務局 基盤整備事業を予定している地区であり、事業要件として農地中間管理事業を設定する必要があるためです。

会長 よろしいですか。
他に何かご質疑等は、ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第62号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第9、議案第63号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第63号荒廃農地に係る非農地判断審議についてであります。
資料は60頁から77頁になります。
本案件は令和3年8月から9月にかけて実施していただきました、農地の利用状況調査による調査結果でございます。
78頁の集計表をご覧ください。
地域別で申しますと東市来305筆、伊集院78筆、日吉52筆、吹上51筆
地目別で申しますと田110筆、畑372筆、その他4筆
全地域合計で486筆、304,684.37㎡となっております。
農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第63号のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [「賛成多数」の場合]

会長 賛成多数ですので、議案第63号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第10、議案第64号「農作業標準賃金表及び賃借料情報に係る審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 78頁をお開きください。議案第64号令和4年度農作業関連標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議について御説明いたします。

これにつきましては、昨年12月の総会時、委員の皆様方に御説明をし、その後地域ごとに検討していただいた結果を、1月18日の地域代表による検討会で協議し取りまとめた内容となっております。

協議結果について報告は受けられていると思いますので、変更点のみ簡潔に御説明いたします。

まず初めに、令和4年度 農作業関連標準賃金表についてですが、1点目、一番上の段の一般農作業最低賃金が、県最低賃金の改定に伴い、220円増額の6,570円に変更しております。

2点目、中段の農薬散布の部分です。令和3年度までは、粉剤等と粒剤を区分しておりましたが、1つにまとめ、10a当たり2,000円としております。

また、ドローンによる散布について同額で追加しております。

3点目、欄外に「上記標準賃金には消費税が含まれています。」の文言を加入いたしております。以上、3点以外につきましては、昨年度と同額・同内容となっております。

次に農地の賃借料情報についてです。79頁をお開きください。

アンダーラインのあるところが変更のあったところとなります。

1の田畑の賃借料の平均額につきまして、伊集院地域の田が700円減額となり、吹上地域の田が500円減額、吹上地域の畑が500円減額となり、それ以外につきましては、前年度と同額としております。

最高額・最低額、データ数につきましては、データどおりで記載してあります。

また、吹上地域の備考欄につきましては、吹上町土地改良区からの要望によりまして、「田畑の賃借料には、吹上町土地改良区賦課金は含まれていません。」の文言を加入させていただいております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

14番 最近、燃料費が高騰しており、この金額では厳しいのではないかと感じます。燃料費を上乘せすることはできませんか。

2番 燃料費については、双方で協議してくださいの文言を加えることで良いのではないですか。

会長 事務局、どう考えますか。

事務局 農作業区分ごとに燃料費高騰分を加算するのは難しく、また、燃料費が今後どうなるのか不明なこともあり、標準賃金は地域代表による検討会で取りまとめた額として、文言で燃料費高騰の影響については、当事者間の話し合いで決めてもらうように書き加えたいと考えます。

会長 燃料費について、書き加えるとの説明がありました。よろしいですか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第64号の案件については、賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第64号の案件については、原案のとおり決定しました。

会長 次を送付した議案書に記載してありませんが、追加の議案として審議いただきたい案件がございます。追加議案として審議してよろしいかお諮りします。

議場 [質問・意見等なし]

会長 ご異議等ございませんので、日程第11、追加議案第65号「農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想」の変更審議を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 市の基本構想は、県の基本方針を参酌して策定されていますので、この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しは、令和3年3月に策定された県の基本方針及び地域の実情に基づき、語句の修正、用語の整理と補足説明の追加及び削除がなされるものです。

まず、本市では葉たばこの営農がなくなったことから、本市農業の位置づけのなかで、葉たばこを削除してあります。次のページをご覧ください。

これまでは、目標とすべき所得水準等をここで本文中に記載してありましたが、4頁・5頁に表で示してあります。

4頁中段の表に、農業経営において地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準、地域の他産業従事者と比較してそんな色のない生涯所得に相当する年間農業所得の水準を記載してあります。

5頁の上段の表は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得の水準が記載されています。

この所得水準等は、平成30年度県統計協会市町村民所得推計の所得水準（380万円）に変更がないため、これまでと同じとなっています。

8頁をご覧ください。

営農類型ごとに経営規模、生産方式は、実態に合わせた経営規模・面積及び資本整備の見直しが行なわれています。

まずは、営農類型等の細分化が行なわれ、葉たばこの廃作による営農類型の削除、野菜ではアスパラガスに代わりミニトマト・根深ネギが追加されています。

組織経営体の営農類型も個別経営体に合わせての細分化と営農品目規模の見直しと資本整備の修正が行なわれています。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標も営農類型の細分化も合わせて見直されています。

あとは、県の基本構想に基づき、用語の追加や修正や22頁の表にありますように農用地の利用集積率を県の目標と同じく90%とするなどの見直しとなっています。

以上で、説明を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご意見等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 ご意見等ございませんので、議案第65号の農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想の変更については、提案のとおり変更することにご異議ありませんか。

議場 [「異議なし」の声あり]

会長 ご異議等ございませんので、議案第65号「農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想」の変更について、提案どおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へその旨回答します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和3年度2月総会を閉会します。

(閉会 10時50分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

6 番

7 番